

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定 平成28年 7月25日

改正 平成28年11月15日

改正 平成29年12月15日

改正 平成30年 4月 1日

改正 平成30年 8月 1日

改正 令和4年 2月 1日

改正 令和4年 4月 1日

改正 令和8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 この事業は、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加することが予想される中、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、市の実情に応じて、要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うものとする。

(実施する事業等)

第4条 市が実施する総合事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定するサービス・活動事業

(2) 同項第2号に規定する一般介護予防事業

2 総合事業は次の各号のいずれか（一般介護予防事業については、第1号及び第2号に限る。）により実施する。

(1) 指定事業者による実施

(2) 委託による実施

(3) 補助による実施

3 前項第2号の委託は、省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守している者に対して行う。

(サービス・活動事業の内容)

第5条 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業として、次の事業を実施する。

(1) 介護予防訪問型サービス

旧介護予防訪問介護に相当するものとして、省令第140条の63の6第1号の基準に従い指定事業者が行うサービス

(2) 訪問型サービス・活動A

省令第140条の63の6第2号の基準に従い指定事業者が行うもの及び当該基準等を踏まえ委託により実施する生活援助サービス（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）別紙「2 生活援助」に該当するサービスをいう。以下同じ。）

(3) 訪問型サービス・活動B

省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、市が補助・助成を行うことにより実施する住民主体のボランティア等が提供する生活援助その他のサービス

(4) 訪問型サービス・活動C

高齢者の目標のために計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防及び自立支援の効果が増大すると認められる者に対し、3月から6月までの期間を定めて保健医療の専門職により提供されるサービス

(5) 訪問型サービス・活動D

省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、市が補助・助成を

行うことにより実施する住民主体のボランティア等が提供する移動支援サービス

2 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として、次の事業を実施する。

(1) 介護予防通所型サービス

旧介護予防通所介護に相当するものとして、省令第140条の63の6第1号の基準に従い指定事業者が行うサービス

(2) 通所型サービス・活動A

省令第140条の63の6第2号の基準等を踏まえ委託により実施する通所サービス

3 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業として、地域包括支援センターの設置者による介護予防ケアマネジメントを実施する。

(一般介護予防事業の内容)

第6条 法第115条の45第1項第2号に規定する事業として次に掲げる事業を実施する。

(1) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的として実施する事業

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的として実施する事業

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護

予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的として実施する事業

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業。なお、実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組を総合的に支援する。

(サービス・活動事業の対象者)

第7条 第5条第1項第1号に掲げる事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

法第53条に規定する居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者

基本チェックリストに該当する第1号被保険者

2 第5条第1項第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は、第1号被保険者とする。

(利用の手続き)

第8条 第5条第1項又は第2項に掲げる事業を利用しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により市長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定)

第9条 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定(以下「指定事業者の指定」という。)は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 介護予防訪問型サービス 法人から介護予防訪問型サービスの指定の申請が行われた場合において、当該申請の内容が第10条に掲げる市長が別に定める基準(以下「第1号事業人員等基準」という。)に合致しているとき。

(2) 訪問型サービス・活動A 介護予防訪問型サービスの指定を受けた法人又は介護予防訪問型サービスの指定の申請を行う法人から、当該指定又は指定の申請に係る事業所（市内に所在する事業所に限る。）について訪問型サービス・活動Aの指定の申請が行われた場合において、当該申請の内容が第1号事業人員等基準に合致しているとき。

(3) 介護予防通所型サービス 法人から介護予防通所型サービスの指定の申請が行われた場合において、当該申請の内容が第1号事業人員等基準に合致しているとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、介護保険事業計画による整備予定数、サービスの需給バランス等を勘案し、必要と認めるときは、公募又は協議により事業者を選定し、当該事業者からの申請に基づいて指定事業者の指定を行うことができる。

3 法第115条の45の6第1項に規定する指定事業者の指定の更新は、指定事業者からの申請により行うものとする。

(指定事業者の指定基準)

第10条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、第5条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げるサービスについては省令第140条の63の6第1号イに、第5条第1項第2号に掲げるサービスについては省令第140条の63の6第2号に該当するものとし、市長が別に定めるものとする。

(指定事業者の指定有効期間)

第11条 省令第140条の63の7に規定する指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(第1号事業支給費等)

第12条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び同条第2項第1号に掲げるサービスに要した費用について、第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を支給する。ただし、委託により実施する場合を除く。

2 省令第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号の規定により定め

るサービスに要する費用の額並びに第1号事業支給費の額は、市長が別に定める。

- 3 第1号事業支給費の支給を受けようとする者は、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する第1号事業支給費支給申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給（不支給）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により市長が第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して行う場合における第1号事業支給費の支給については、サービスを提供した指定事業者が神奈川県国民健康保険団体連合会に対して直接請求することにより行うものとする。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第13条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する神奈川県国民健康保険団体連合会への委託の範囲を超えた審査及び支払に関する事務については直接行う。

（低所得者対策等）

第14条 市長は、次の各号に掲げる事業又は施策について、当該各号に定めるとおり行うものとする。

- （1）高額介護予防サービス費相当事業 法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により行う。
- （2）高額医療合算介護予防サービス費相当事業 法第61条の2第1項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の例により行う。
- （3）社会福祉法人等による利用者負担額軽減相当事業 藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施要綱に基づき行う。
- （4）藤沢市介護保険居宅サービス等自己負担額助成相当事業 藤沢市介護保険

居宅サービス等自己負担額助成要綱に基づき行う。

- (5) 第1号事業支給費の額の特例 法第60条の各項に規定される介護予防サービス費等の額の特例の例により行う。

(指導及び監査)

第15条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて、指導及び監査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか総合事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条第1項及び第2項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定に係る有効期間は、当該各号に定める期日までとする。

(1) 平成30年3月31日以前の日を始期とする指定の有効期間は、次の期日までとする。

ア 介護予防訪問型サービス若しくは訪問型サービスAに係る指定事業者が、同一の事業所において指定訪問介護を行っており、当該指定訪問介護事業所に係る指定有効期間の末日が平成30年3月31日より後に到来する場合は、当該指定有効期間の末日

イ 介護予防通所型サービス事業者が同一の事業所において指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を行っており、当該指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に係る指定有効期間の末日が平成30年3月31日より後に到来する場合は、当該指定有効期間の末日

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合は、平成30年3月31日

(2) 平成30年4月1日以降を始期とする新規の指定を受けようとする事業者の指定に係る有効期間又はみなし指定事業者若しくは前号ウの規定により平成30年3月31日までの期間が指定有効期間となった指定事業者で、同一の事業所において指定訪問介護、指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の事業を行っているものの平成30年4月1日を始期とする更新の指定に係る有効期間は、次の期日までとする。

ア 介護予防訪問型サービス若しくは訪問型サービスAに係る指定事業者が、同一の事業所において指定訪問介護を行っている場合は、当該指定訪問介護事業所に係る指定有効期間の末日。ただし、当該日が新たな指定有効期間の始期から起算して1年未満に到来する場合は、当該日から起算して6年後の日。

イ 介護予防通所型サービス事業者が同一の事業所において指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を行っている場合は、当該指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に係る指定有効期間の末日。ただし、当該日が新たな指定有効期間の始期から起算して1年未満に到来する場合は、当該日から起算して6年後の日。

附 則（平成28年11月15日改正）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年12月15日改正）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日改正）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日改正）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。